

国際線利用促進に係るアウトバウンド需要喚起 プロモーション等業務委託基本仕様書

1 委託業務名

国際線利用促進に係るアウトバウンド需要喚起プロモーション等業務

2 業務の目的

現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、韓国線週20便、台湾線週15便、香港線週4便、上海線2便の合計週41便が就航している。利用者数についても、令和6年度合計約48万人と過去最高を更新しているものの、アウトバウンド（日本人利用）の占める割合は全体の10%程度に留まっている。

路線の維持・定着には、インバウンド・アウトバウンド双方向の渡航需要が必要であり、利用が少ない熊本から海外へのアウトバウンド需要を喚起し、更に路線の利用促進を図る必要がある。

本件は、そうした状況を踏まえ、阿蘇くまもと空港の国際線利用促進に係るアウトバウンド需要を喚起するための一連のプロモーション業務を委託するものである。

3 委託業務の内容

- (1) 下記のテーマ及び方針等を踏まえた広報企画を立案し、その企画に基づくコンテンツの制作及びプロモーション等の具体的な事業を実施する。

【テーマ】

テーマ1：海外渡航未経験者の初海外旅行を応援

テーマ2：各就航先の空港を利用した乗り継ぎ（トランジット）の促進

【企画の方針等】

①コンテンツ・訴求手法等

- ・各テーマに応じたターゲット層を分析・明確化し、国際線の利用促進に資する効果的かつ効率的な広告媒体や手法、発信量等でプロモーションを行うこと。
- ・テーマ1については、海外へ渡航したことがない県民を対象に、海外旅行の魅力を発信し、海外への不安やハードルを下げ、初めての旅行のきっかけとなる広報やキャンペーン、セミナー等の説明会を行うこと。
- ・テーマ2については、就航先である仁川空港（ソウル）、桃園空港（台北）、香港空港、浦東空港（上海）等を経由することにより、熊本空港から欧米豪、東南アジア等へ便利に渡航できることについて、県民の認知や関心を高めるための広報やキャンペーンを行うこと。なお、各エアラインが推奨するトランジット例や利用の際のインセンティブ等については、発注者において情報収集し受託者に提供する。
- ・海外旅行経験者の体験談に基づく、初めての方向けのおすすめ旅行先の周知を行うこと。

②プロモーションキックオフイベントの実施

- ・各種広報やキャンペーンの開始にあたっては、周知のためのキックオフイベントを開催すること。

③プロモーション効果測定

- ・実施する一連のプロモーションについて、アウトバウンド需要喚起に係る定性・定量分析を行い、次年度以降のアウトバウンド需要喚起策の参考となる効果測定結果を提示すること。

④エリア・対象

- ・阿蘇くまもと空港を利用する熊本県内地域の居住者を主とする。

【想定される企画内容】

- ①様々な広報媒体（マス、インターネット、セールスプロモーション）で各国際線の認知度向上に向けた情報発信及び利用促進に反復利用可能なプロモーション動画等の制作
- ②空港等での海外渡航未経験者向けの出入国等に係る手続周知の説明会
- ③トークイベント等を活用した観光地の魅力発信（上海・香港のディズニーランドなど）
- ④その他、本事業の効果を高めると思われる独自の提案による企画等

（２）費用助成キャンペーンの実施

キャンペーン期間中にパスポートを取得し、阿蘇くまもと空港から海外渡航をした方及び、各就航先からトランジット利用をした方を対象とした費用助成キャンペーンの実施（助成金の申請手続き事務及び助成金の交付事務も担っていただきます）。

※ 費用助成キャンペーンの詳細については、受託者決定後に協議を行うものとする。

（３）ノベルティのデザイン・製作

阿蘇くまもと空港国際線の利用促進のためのノベルティのデザイン・製作。

※ 委託業務の発注後において、委託期間内に発注者の依頼に基づき、ノベルティのデザイン・製作を行うものであり、企画コンペ時の審査対象とはしない。

（依頼目安：ノベルティの製作２件、チラシ等の製作３件程度を想定）

４ 業務の実施

本業務の実施に当たっては、発注者及び空港運営会社と緊密な連携を保ちつつ事業を進めるものとし、企画コンペにおいて提案した企画書をもとに、協議を行いながら業務を進める。

５ 著作権に係る留意事項

- （１）委託業務に係る著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、原則として全て熊本県に帰属するものとし、熊本県が自由に二次利用できるものとする。また、成果物に関する著作者人格権

を県又は県が指定する第三者に対して行使しないものとする。

- (2) 作成に当たり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を適切に行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) その他、ここに定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。

6 業務委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月27日（金）まで

7 予算額

33,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、上記金額のうち、

- ①委託内容「(2) 費用助成キャンペーンの実施」に係る費用については、パスポートを取得し旅行をした方は1人あたり10千円、各就航先からトランジット利用をした方は1人あたり5千円の助成額とし、合計10,000千円以内（先着順）とする。
- ②委託内容「(3) ノベルティのデザイン・製作」に係る費用は、1,000千円以内とする。

なお、提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。